

徳島県告示第四百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

委託した事務	委託した私人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）第八条に規定する使用料（沖洲マリンターミナル駐車場に係るものに限る。）の徴収の事務	アマノマネジメントサービス株式会社 本四海峡バス株式会社